

東大阪市移動支援事業者の登録の取り消しについて

東大阪市は下記の事業者について、東大阪市移動支援事業実施要綱の規定により登録を取り消したため、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 WATERRA
- (2) 代表者 代表取締役 碩 義三
- (3) 所在地 大阪府貝塚市久保355番地20

2 事業所名称、事業所の種類、所在地及び登録年月日

- (1) 事業所名称 わてらケアサービス
- (2) 事業所の種類 移動支援
- (3) 所在地 大阪府貝塚市半田2丁目23-29
- (4) 登録年月日 平成30年9月1日

3 登録の取り消し日

令和7年5月31日

4 登録の取消し理由

居宅介護の指定取り消し（東大阪市移動支援事業実施要綱第9条第1項第4号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）第36条に規定する居宅介護の指定について、法第50条の規定に基づき当該指定を取消されたため。